印西クリーンセンター放射性物質に関する報告

１　放射性物質の測定結果

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき月１回測定しています。

・焼却灰（主灰・飛灰）の放射性セシウムの測定結果（セシウム 134 と 137 の合計値）

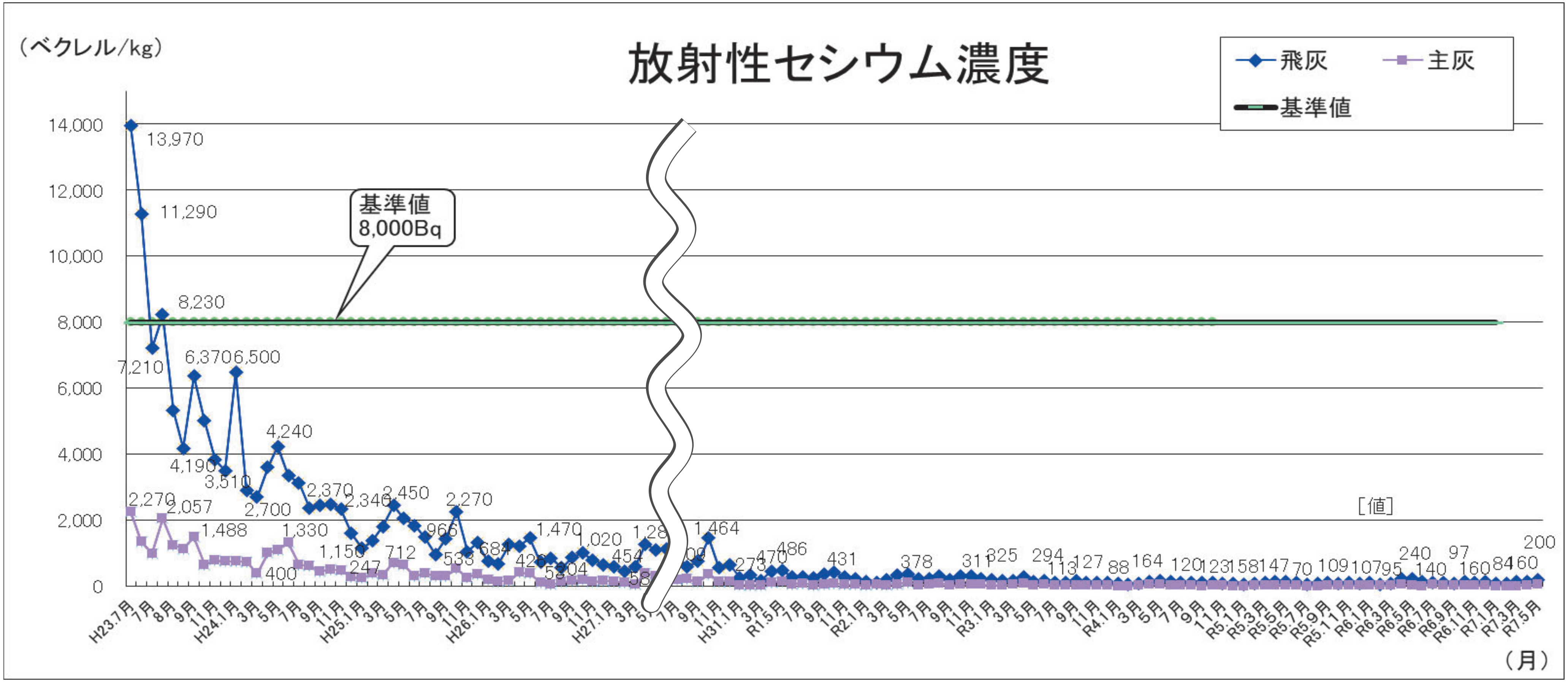

（ベクレル）

R6年度	2月	3月	R7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
主灰	12	20	主灰	49	52	―	―	―	―	―	―	―	―
飛灰	84	160	飛灰	150	200	―	―	―	―	―	―	―	―

・排ガス中の放射性セシウムの測定結果（セシウム 134 と 137 の合計値）

測定月	炉別	測定容器	分析の結果	検出下限値
令和７年２月	１号炉	ろ紙部	不検出	２（134 又は 137）
		ドレン部	不検出	同上
令和７年３月	１号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和７年４月	３号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和７年５月	１号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
	３号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上

２　空間線量の推移

印西クリーンセンター敷地内及び敷地境界の９地点で週１回測定しています。

・敷地境界５地点の空間線量月平均値（地上高 100cm）

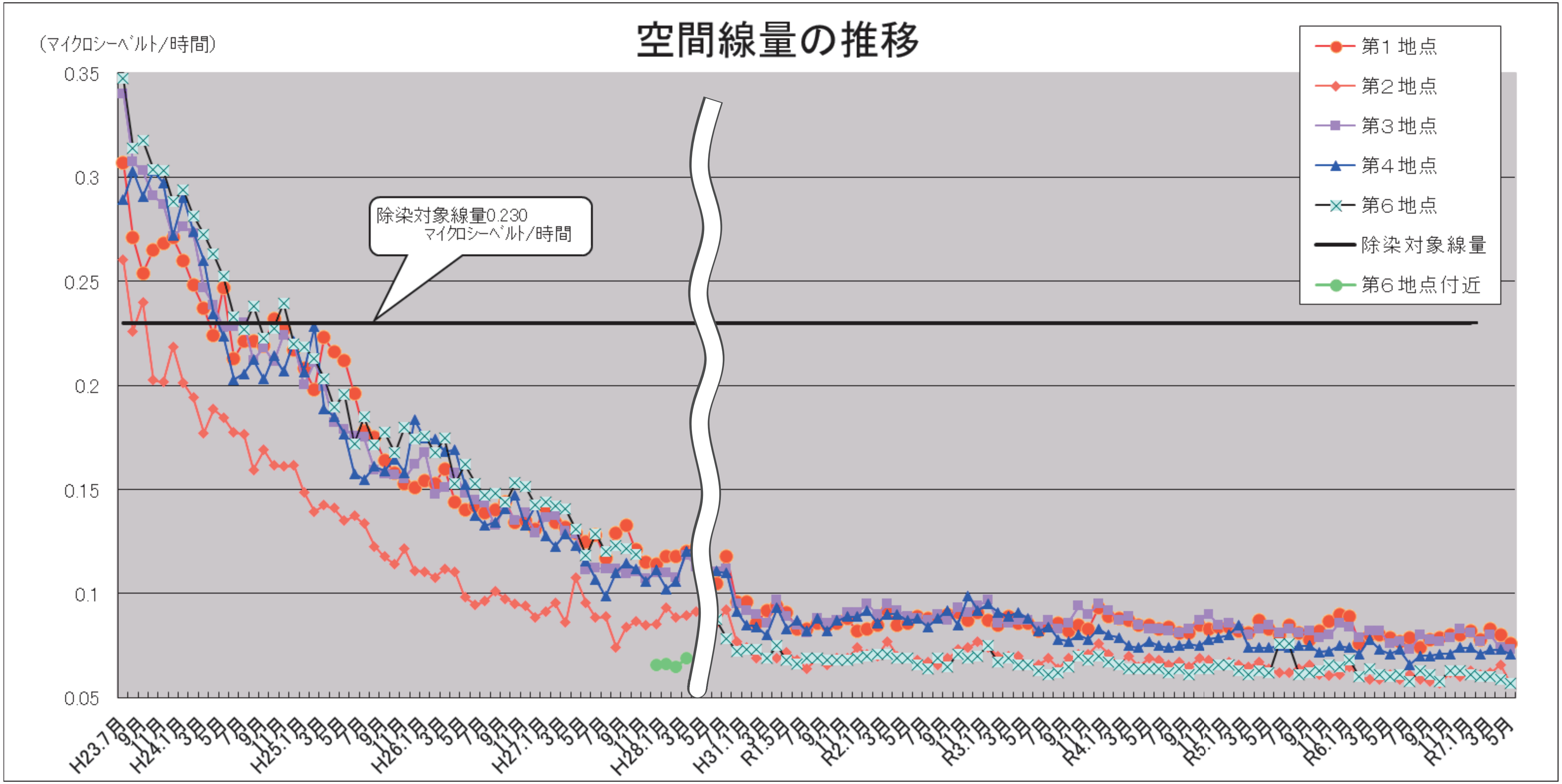

R6年度	2月	3月	R7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
最高値	0.078（1）	0.083（1）	最高値	0.080（1）	0.076（1）	―	―	―	―	―	―	―	―
最低値	0.060（6）	0.060（6）	最低値	0.059（6）	0.057（2,6）	―	―	―	―	―	―	―	―

※指定廃棄物（飛灰）の保管状況について

基準値（8,000Bq/kg）を超えた飛灰（平成 23 年７月、８月発生の指定廃棄物）は 130ｔあり、令和元年度にドラム缶（252 缶）をフレコンバックに梱包し、既存のフレコンバッグ（120 袋）と一緒に、一時保管しています。この指定廃棄物は国が処分するものです。

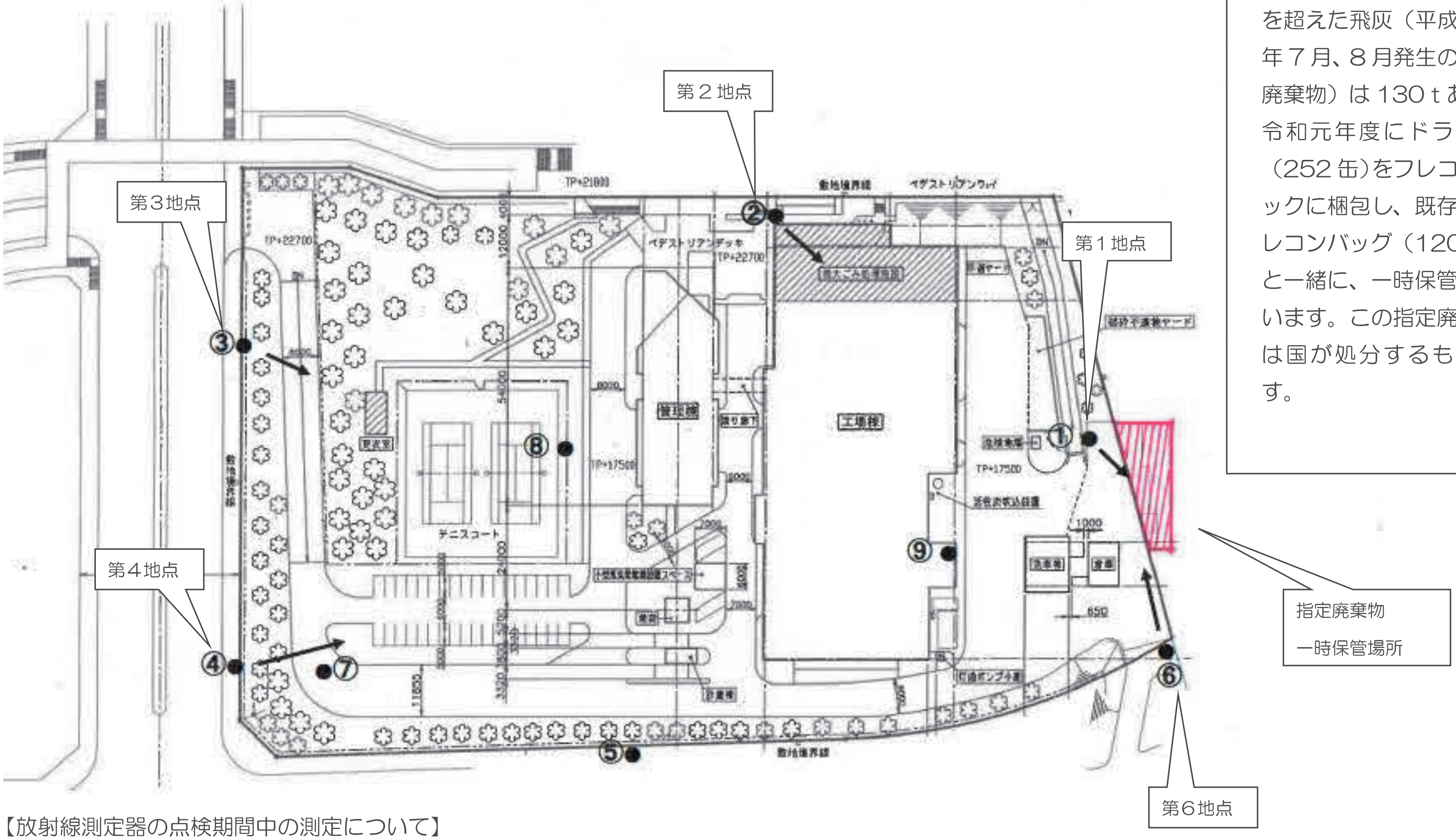

【放射線測定器の点検期間中の測定について】

放射線測定器（環境放射線モニタ PA-1000 Radi）は年１回専門業者へ点検に出しています。

３　焼却灰の処理状況

放射性物質の測定結果により、基準値（8,000Bq/kg）以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋立処分しています。

（令和６年度：３月末現在）

令和６年度計画処理量	埋　立　量
5,585ｔ／年	・４月　506ｔ　・１１月　388ｔ ・５月　450ｔ　・１２月　561ｔ ・６月　430ｔ　・１月　490ｔ ・７月　632ｔ　・2月　370ｔ ・８月　419ｔ　・3月　422ｔ ・９月　465ｔ ・１０月　500ｔ　計 5,633ｔ 印西地区一般廃棄物最終処分場 埋立容量　402，200㎥　埋立量　121，551．08　㎥ 残余容量　280，648．92㎥ 埋 立 率　30．22 ％

（令和７年度：５月末現在）

令和７年度計画処理量	埋　立　量
5,922ｔ／年	・４月　474ｔ ・５月　496ｔ 計 970ｔ 埋立率　30．43%

資料３

白煙防止装置の運用停止の継続について

印西クリーンセンターでは、ごみの焼却から発生する蒸気を、場内発電、温水センター、熱供給事業（地域冷暖房）に有効活用していますが、場内で利用している蒸気の中には、排ガスを再度加熱する設備「白煙防止装置」にも利用していました。

煙突からの排出する白煙は、焼却炉内及び排ガス処理装置で利用した水分が、煙突出口部分で冷やされ「水蒸気」になり、寒い冬にはよく見える現象で、環境への影響はありません。白煙防止装置は、煙突出口部分で白く煙のような見え方を抑制するための設備です。

しかし、印西クリーンセンターでは、エネルギー有効利用の面から「白煙防止装置」で利用している蒸気を、場内発電や熱供給事業に、より多く利用することを目的として「白煙防止装置」の運用を、現在停止しています。

「白煙防止装置」を停止した場合の蒸気の節約量は、毎年約 6,000 トンから 7,000 トンの蒸気を節約し、発電や地域冷暖房に有効活用しています。

これらのことから、令和７年７月から令和８年６月末までの１年間「白煙防止装置」の運用停止を了承して頂きたく環境委員会に諮ります。

令和 7 年 6 月 28 日

資料４

次期中間処理施設整備事業の進捗状況について

平成２３年度（千葉ニュータウン９住区計画建設予定地の決定）

６月　管理者・副管理者会議にて、「千葉ニュータウン９住区」現泉野１丁目を建設予定地として決定する。

平成２４年度（千葉ニュータウン９住区計画の撤回）

７月　印西市長選において現印西市長が当選

１１月　印西市より印西地区環境整備事業組合に対して「千葉ニュータウン９住区計画」の白紙撤回の申し入れが行われた。

２月　「次期中間処理施設整備事業用地検討委員会」を設置する。

平成２５年度（次期中間処理施設の用地を公募）

４月　「次期中間処理施設整備事業用地検討委員会」が用地選定の調査審議に着手する。

１月　募集期限を３月末として候補地の募集を開始する。

３月　候補地募集の結果、岩戸地区１箇所、草深地区１箇所、滝地区１箇所、武西地区２箇所及び吉田地区１箇所、計６箇所から応募申込書が提出される。

平成２６年度（建設候補地の選定並びに建設候補地の地元区との基本協定の締結）

４月　「次期中間処理施設整備事業用地検討委員会」が応募のあった６箇所に現在地を加えた７箇所を候補地として比較評価に着手する。

５月　草深地区について、応募取下書が提出される。

６月　武西地区①について、応募取下書が提出される。

９月　「次期中間処理施設整備事業用地検討委員会」が候補地の比較評価に関する最終答申書を管理者へ提出する。

１１月　建設候補地選定会議（管理者・副管理者会議）にて、吉田地区を建設候補地として選定する。

２月　「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会」を設置する。

２月　「次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会」を設置する。

３月　吉田地区の地元町内会である吉田区と組合が「次期中間処理施設整備事業の施行に関する基本協定書」を締結する。

（吉田地区を建設候補地として決定したことを確認し、両者の役割等を定める）

平成２７年度（基本協定に基づき各検討委員会の設置）

５月　「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会」が施設整備基本計画に関する調査審議に着手する。

５月　「次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会」が地域振興策の基本構想等に関する調査審議に着手する。

３月　「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会」が施設整備基本計画（案）に関する答申書を管理者へ提出する。

３月　「次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会」が地域振興策の基本構想等（案）に関する答申書を管理者へ提出する。

平成２８年度（施設整備基本計画及び地域振興策基本構想を策定、整備協定書の締結）

４月　各検討委員会の答申を受け「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画」と「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本構想」を策定する。

６月　次期中間処理施設整備にあたって、吉田区との約束事をまとめる「次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書」の協議に着手する。

１月　「次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書」に対するパブリックコメントを募集する。

１月　「次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書」に係る説明会を開催する。

３月　吉田区と「次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書」を締結する。

（吉田地区を建設予定地として決定することのほか、地域振興策整備費用の上限など、事業推進に関する約束事を定める。）

平成２９年度（施設整備基本計画追加策定及び地域振興策基本計画策定）

５月　「地域まるごとフィールドミュージアム事業（地域振興策）」が環境省の地域低炭素化モデル事業に採択される。

１０月　建設予定地の用地測量及び地質調査が完了する。

２月　「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画追加策定（案）」及び「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画（案）」に係る有識者懇話会（ヒアリング形式）を実施する。

３月　「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画追加策定（案）」及び「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画（案）」に対するパブリックコメントを募集する。

３月　「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画追加策定（案）」及び「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画（案）」に係る説明会を開催する。

３月　アクセス道路の地質調査が完了、予備設計及び用地測量に着手する。

３月　「次期中間処理施設整備事業　施設整備基本計画」を追加策定する。

（平成２８年度策定した施設整備基本計画に、環境影響評価における基礎条件を追加検討した計画）

「次期中間処理施設整備事業　地域振興策基本計画」を策定する。

（次期中間処理施設の周辺対策事業の基本的な計画として「吉田区のインフラ整備等」のほか、地域資源や排熱エネルギーを活用する「多目的な複合施設」を計画に位置付ける。）

平成３０年度（建設予定地の買収等）

６月　建設予定地の買収に着手する。

１１月　建設予定地の埋蔵文化財調査に着手する（令和２年度末完了予定）。

１月　建設予定地の買収が完了する。

１月　アクセス道路の用地物件補償調査、不動産鑑定に着手する。

３月　アクセス道路の用地物件補償調査、不動産鑑定が完了する。

３月　アクセス道路の予備設計、用地測量が完了する。

３月　吉田区と「次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書に係る覚書」を締結する。

令和元年度（施設整備事業総合支援業務の着手、地域振興策基本計画第１回変更の策定）

７月　次期中間処理施設整備事業総合支援業務（施設整備事業基本設計、建設工事発注支援、環境影響評価業務）に着手する（令和５年度末完了予定）。

７月　次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画一部変更策定業務に着手する。

３月　次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画第１回変更（案）に対するパブリックコメントを募集する。

３月　次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画一部変更策定業務が完了、同基本計画第１回変更を策定する。

令和２年度（アクセス道路設計、文化財調査完了等）

４月　水道整備について、令和２年４月に印西市水道課と基本協定書締結（整備期間、整備方法、費用負担など）。協定に基づき令和２年度より実施設計を進め、令和３年度以降順次工事を実施する。

６月　次期中間処理施設とアクセス道路との重複地権者に対する税務協議について、別事業として税控除を受けられることで事前の協議が整う。

１１月　アクセス道路・延伸部道路設計及び軟弱地盤解析業務について、継続業務として令和２年、３年度で道路線形の見直し、延伸部の設計及び軟弱地盤解析業務を実施する。

３月　下水道整備について、次期中間処理施設用地及び地域振興エリアを下水道計画区域に編入し、下水道事業として社会資本整備総合交付金を活用し整備を実施することで印西市下水道課と協議を行う。
整備スケジュールは、令和８年度までに工事完了し、次期施設の試運転等に影響がないことを確認する。

３月　平成３０年度から現地調査を実施した、次期中間処理施設用地の埋蔵文化財調査について、令和２年度の報告書作成により業務完了する。

令和３年度（アクセス道路設計、環境影響評価等）

５月　水道整備に関し、基本協定（令和２年度）に基づき令和３年度の負担金契約を締結する。（令和３年度については、次年度施工区の実施設計及び２工区の工事を実施）

６月～２月　下水道整備に関し、令和３年６月に印西市下水道課と基本協定書を締結する。（整備期間、整備方法、費用負担など）
令和３年度～６年度に下水道事業の計画変更

７月～３月　環境影響評価について、令和２年度に着手した環境影響評価事業計画概要書の公告・縦覧及び方法書の公告・縦覧（説明会）、現地調査を実施する。

１１月～３月　次期施設見積仕様書を作成し、事業者から施設整備及び運営維持管理に関する提案等の募集依頼を行う。

２月　アクセス道路及び地域振興エリアの用地取得に関する不動産鑑定、補償算定業務を完了する。（用地交渉準備）

３月～　アクセス道路及び地域振興エリアの用地取得に関する税務協議の書類作成を開始する。（用地交渉準備）

～３月　アクセス道路について、令和２年度から継続業務としているアクセス道路・延伸部道路設計及び軟弱地盤解析業務（線形の見直し及び延伸部の決定）のための各種測量業務を完了する。

令和４年度（アクセス道路設計、環境影響評価等）

５月　水道整備に関し、基本協定（令和２年度）に基づき令和４年度の負担金契約を締結する。（令和４年度については、次年度施工区の実施設計及び３工区の工事を実施）

７月～３月　環境影響評価について、環境影響評価事業計画評価書の作成及び公告・縦覧（説明会）実施する。

１１月～３月　次期施設要求水準書及び実施方針等の作成及び公表を行う。

１２月～アクセス道路及び地域振興エリアの用地取得に関する税務協議の書類作成及び用地交渉開始する。

令和５年度（次期中間処理施設整備運営事業の契約締結）

４月　令和４年度に引き続き、地域振興策用地及びアクセス道路の用地交渉を継続する。

４月　次期中間処理施設整備運営事業に係る入札公告及び募集要項を公表する。

８月　次期中間処理施設整備運営事業に係る提案概要書に伴う概要ヒアリングを実施する。

１０月　環境影響評価について、千葉県環境影響評価委員会の準備書審議を経て、準備書の公告縦覧及び説明会を実施する。（継続費Ｒ１～Ｒ５）
（説明会：10/21 佐倉市志津ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ、22 印西地区環境整備事業組合）

１１月　地域振興策基本計画において、仮設定としている施設内容（事業スキーム）について今後の具体的な検討に先立ち民間事業者や個人事業者など、新たなアイデアやテナントの参画条件等を把握するため、サウンディング型市場調査を実施する。
また、地域振興策基本計画において、中小企業診断士により、客観的かつ総合的に評価を実施する。

１１月　次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会において、次期中間処理施設整備運営事業に係る事業提案書に関するヒアリング、審査、最優秀提案者を選定する。

１２月　次期中間処理施設整備運営事業に係る落札者を決定及び公表する。

２月　次期中間処理施設整備運営事業に係る落札者に決定した事業者との仮契約について、議会承認（本契約）を得た。

３月　水道整備について、令和２年度に印西市と締結した基本協定に基づき第１工区工事（Ｌ＝406m）を実施し、加えて次年度に係る実施設計（第４工区）を完了する。※第１工区工事については、工事の安全確保に伴う施工方法の変更等により、負担金の一部を令和６年度へ繰越した。

３月　アクセス道路について、路線測量（修正）及び修正設計等業務を実施した。
修正設計業務について、令和６年度に工事予定している区間（660mのうち400m）について、軟弱地盤解析業務（プレロード工法区間）が業務完了した。（継続費Ｒ５～Ｒ６）

３月　施設整備用仮設道路について、路線測量業務及び詳細設計業務を実施した。
詳細設計業務について、令和６年度に工事予定している区間について、部分業務完了した。（継続費Ｒ５～Ｒ６）

３月　環境影響評価手続きにおける現地調査の結果、アクセス道路用地内において動植物の貴重種が確認され、この移動・移植に着手した。
工期　令和６年３月２２日から令和７年３月３１日まで

令和６年度

４月～１２月	令和５年度に引き続き、地域振興策用地及びアクセス道路の用地交渉を継続する。
４月～１２月	次期中間処理施設に伴う仮設道路整備及び施設用地掘り下げに伴う埋蔵文化財調査を実施する。
４月～３月	水道整備について、令和２年度に印西市と締結した基本協定に基づき第４工区工事（Ｌ＝1,047m）を実施し、加えて次年度に係る実施設計（第５工区）を完了する。
６月～３月	アクセス道路プレロード工事を実施する。（No,1～20）
８月	次期中間処理施設工事に先立ち安全祈願祭を実施する。
９月～３月	施設整備用仮設道路整備工事を実施する。
９月～３月	次期中間処理施設整備工事施工時環境アセスメント（一次造成時）を実施する。
１０月	印西都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）を変更（都市計画決定）する。
１０月	次期中間処理施設建設工事（造成工事）を着工する。
４月～３月	地域振興施設の基本設計（事業スキーム、導入機能及び施設規模等を最終決定）における主要事項を事前に検討（計画・経営・デザイン論）する業務委託を実施する。

○令和７年度次期中間処理施設整備事業の進捗状況について

（令和７年６月２８日時点）

１．施設整備について
・関係機関協議：道路・上下水道・雨水排水・電気・ガス等（継続）
・（仮称）印西クリーンセンター次期中間処理施設建設工事（R6.2 月契約）
・（仮称）印西クリーンセンター次期中間処理施設運営維持管理業務（R6.2 月契約）
・環境影響評価　令和７年４月～令和１０年３月
（工事中の建設機械の稼働に伴う騒音・振動・粉じん等の調査）
・ごみ焼却場の都市計画決定（変更）の公告　令和６年１０月１日（手続き完了）
・ごみ焼却場の都市計画決定事業認可取得　　令和７年　４月４日（手続き完了）

２．アクセス道路について
・道路工事　６月２７日契約（３月完了予定）

４．地域振興策について
・基本設計（導入機能・規模、配置計画など）８月上旬契約予定

５．水道事業について（印西市水道課）
・費用負担契約締結：５月契約
・設計業務（６工区）、工事施工（５工区）：（３月完了予定）

６．下水道事業について（印西市下水道課）
・費用負担契約締結：５月契約
・下水道実施設計（３月完了予定）

７．用地管理業務
・地域振興策用地草刈（第１回）：６月契約・完了
（第２回）：９月予定

令和7年度　次期中間処理施設整備事業のスケジュールについて

（令和７年6月28日時点）

事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施設整備事業建設工事、 インフラ関係、 環境影響評価業務	造成工事	基礎工事 関係機関協議 環境影響評価：	：道路･上下水 工事中（騒音･振動･粉じん等の調査）	道･雨水排水･	電気･ガス等							
アクセス道路 工事				道路工事								
地域振興策			地域振興策基本設計（導入機能、規模、配置計画等）									
水道事業 負担金契約及び設計・ 工事		負担契約締結			設計（第6工区）	工事（第5工区）						
下水道事業 実施設計		負担契約締結	実施設計									
地域振興事業		地域振興策用	地草刈①			地草刈②						

資料５

2023 年 6 月 22 日

令和 7 年度第 1 回環境委員会の質問

１． 前回（第 4 回環境委員会）の質問に対する組合の回答について

(1) 国は海に漂うマイクロプラスチックを削減すため昨年度「マイクロプラスチック資源循環法」を立ち上げました。

その目的は、従来資源化していた「容器包装プラスチック」に加え従来燃えるゴミの袋に入れていた資源化可能プラスチックを令和 10 年度までに 70%削減するとして、今年の 10 月から分別し「容器包装プラスチック」の袋に入れて回収することになりました。そのため印西市と白井市は、今年の 4 月から住民に対する説明会を開催すると発表しました。

今年の 5 月 16 日、小生も出席した印西市の「第 1 回クリーンアドバイザー会議」で市の職員の発言で、「今年の 4 月から説明すれば、市民が勘違いし、早めに再資源化プラスチックを出すかもしれないので、10 月に近い時に説明したい」と修正しました。

そこで質問します。

① いつから説明会を始めますか？
② 説明会はどんな形でやりますか？
③ 説明会は誰を対象にしますか？一般市民ですか？町内会、自治会の役員ですか？クリーンメイトですか？

(2) 前回の環境委員会の組合の回答では、「回収した廃プラスチックは、法律に基づき、再商品化することになりますが、組合としては、廃プラスチックを原料とするか燃料とするか、まだ分かっていません」と回答されました。

① 令和 7 年 10 月から廃プラスチックの回収を始めますが、再商品化はいつから始めますか？
② 何に再商品化しますか？

２． 新たな質問

昨年の 12 月 27 日（金）に印西クリーンセンターで火災が発生し、1週間後に鎮火しました。

発火の原因は、リチュウムイオン電池の可能性が高いとのこと。

そこで質問します。

① 発火の原因がリチュウムイオン電池であることを確定しましたか？

② リチュウムイオン電池が火災の原因にならない対策は立てましたか？
③ 今回の火災が、市民の資源物の出し方に問題があったとすれば、その対策は？
④ 今回の火災で組合の損害はどれくらいになりましたか？

以上

memo

ICC-議題-20250628
回答は文書で

1. 指定廃棄物の件
(1)2024年2月5日に要望書を提出して以降の進捗状況は

2.(1)「報告事項　操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の「表ー7）排ガス中の重金属測定(調査測定)」で、測定結果の表の下に、
「※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。
経緯　カルシウム、銅、亜鉛の3項目については、JIS K 0083 (排ガス中の金属分析方法)に規定されていませんでした。2016年03月04日の環境委員会において測定方法についての指摘がありましたがそのまま測定等を継続してきたため、令和4年度第4回の環境委員会で測定等についての協議の結果、削除することになりました。」
との注があります。
これは不正確であるので、協定書の記載内容や経緯を確認し、正確な表記に訂正すべきである。
過年度の報告書も同様に記載がされているため、正しい表記に変更されたい。
参考として、2009年10月25日に開催された印西クリーンセンター住民説明会の資料(抜粋)と平成２２年度実績排ガス中の重金属測定、ごみ質分析、気象測定結果（表－８，９，１０）(抜粋)を添付します。
への回答で、組合側の資料の提供を約束し、ようやく実行されたのは真摯な態度とは考えられない。
7．協定書の整理の項目を含めて、明確にわかりやすく整理することは最低限の条件である。

表ー８）　排ガス中の重金属測定

〔規制値、協定値は無し〕　測定義務 ： 要測定

測定方法	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0222		JIS K-0109	JIS K-0105	[illegible]
										水銀				
区　分	カルシウム	バナジウム	カドミウム	鉛	ひ素	全クロム	マンガン	銅	亜鉛	ダスト中	ガス状	シアン化水素	ふっ化水素	ＰＣＢ
単　位	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3
定量下限値	0.02	0.01	0.002	0.01	0.005	0.01	0.01	0.01	0.01	0.001	0.005	0.2	1.0	0.01
H20.9.24	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.6	ND	ND
H20.11.27	0.05	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	ND	ND	ND	ND	ND

※ NDは、定量下限値未満を示す。

表ー８）　排ガス中の重金属測定

〔規制値、協定値は無し〕　測定義務 ： 要測定

測定方法	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0222	
										水銀	
区　分	カルシウム	バナジウム	カドミウム	鉛	ひ素	全クロム	マンガン	銅	亜鉛	ダスト中	ガス状
単　位	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3
定量下限値	0.02	0.01	0.002	0.01	0.005	0.01	0.01	0.01	0.01	0.001	0.005
H20.9.24	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
H20.11.27	0.05	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	ND	ND

※ NDは、定量下限値未満を示す。

表ー８）　排ガス中の重金属測定

〔規制値、協定値は無し〕　測定義務 ： 要測定

測定方法	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0222		JIS K-0109	JIS K-0105	[illegible]
										水銀				
区　分	カルシウム	バナジウム	カドミウム	鉛	ひ素	全クロム	マンガン	銅	亜鉛	ダスト中	ガス状	シアン化水素	ふっ化水素	ＰＣＢ
単　位	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3
定量下限値	0.02	0.01	0.002	0.01	0.005	0.01	0.01	0.01	0.01	0.001	0.005	0.2	1.0	0.01
22.6.30	0.04	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.05	ND	ND	ND	ND	ND
22.11.26	0.05	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

※ NDは、定量下限値未満を示す。

表ー８）　排ガス中の重金属測定

〔規制値、協定値は無し〕　測定義務 ： 要測定

測定方法	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0222	
										水銀	
区　分	カルシウム	バナジウム	カドミウム	鉛	ひ素	全クロム	マンガン	銅	亜鉛	ダスト中	ガス状
単　位	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3	mg/Nm3
定量下限値	0.02	0.01	0.002	0.01	0.005	0.01	0.01	0.01	0.01	0.001	0.005
22.6.30	0.04	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.05	ND	ND
22.11.26	0.05	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

注意書きの「・・・・されていませんでした。・・・・そのまま測定等を継続してきたため、・・・・」という矛盾を理解し、速やかに改定すべきであると思われる。

3. 住宅宿泊事業者（民泊）の件
「a)構成市町は住宅宿泊事業者（民泊）の存在を把握しているか。b)住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか」に回答があったが、その後の進捗状況はいかがか(印西市が2024年4月22日に「民泊サービスお考えの皆様へ」を掲出したことは確認している)
住宅宿泊事業者の表示掲出はされているのか？

４.会議録の作成のさらなる効率化を求めてほしい。
従来と比較すると、改善されているが、さらなる改善策を採用することを要請するものである。
改善策としてワードWordの利用を採用しているが、さらなる効率化を希望するものである。

５．個人情報の漏洩の件
組合のホームページの「個人情報の漏洩について」(http://www.inkan-jk.or.jp/creen/R6-0912.iinkai-kozinzyouhou-rouei-.html)は掲出がされなくなった。対応を行ったものは差し替えられているが注意書きがなく、不安である。わかりやすく表示していただきたい。
注意書きの対応は年度末までに完了したのでしょうか？

６．次期中間処理施設整備事業の「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析」を示されたい。
次期中間処理施設整備事業において、厚生省水道環境部環境整備課から平成12年3月に発出された「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析」が公開されていないと思われるので、示されたい。
2025年6月14日現在、費用対効果は公開されていない。

７．協定書の整理について
「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」は記載内容を整理して記載すべきと思われる。
協定書の全貌ががわかるようにすべきである。
今回の会議の資料として協定書が添付されているが、協定の全貌がわかるものではない、
組合の管理者が 藤代　健吾 印西市長(令和６年８月６日現在)に変わられ、組合の業務等のレクチャーはされたのでしょうか？
レクチャーで、環境委員会と協定書に関する部分の資料をいただきたい。
に対する回答は真摯さが感じられない。きちんと整理し、説明すべきと思う。

８．2024年12月27日の火災に関して
(1)組合のホームページの「緊急時対応マニュアル(平成２７年９月)」に基づく詳細な状況説明をお願いしたい。
(2)火災による影響はと対応状況はいかがか？
(3)消防署の見解は出たのでしょうか？

9. 「報告事項　操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の　表ー２）　①排出ガス測定　の区分　水銀(Hg)の定量下限値がガス状　0.11　粒子状　0.0011　合計 0.11と表示されているのは、いかなる理由か？数字の根拠を示されたい。」という質問に対する回答は、根拠になりうるものではなく、正しい根拠を示されたい。を行ってほしい。

１０．都市計画の認可に関して
(1)2025年4月4日に印西都市計画ごみ焼却場事業は認可された。との情報は正しいか。

１１．事業系一般廃棄物処理手数料の改定で、令和６年１０月１日より、２７０円/１０kg(消費税込み・10kg未満の場合270円）消費税込み)から３１０円/１０kg＋消費税に変更された。
減量効果は見られたか？

１２，放射性物質で、
組合のホームページの「印西クリーンセンターにおける放射線量・放射能量の測定結果」（http://www.inkan-jk.or.jp/creen/23-01-houshanou-2-.html）に掲載されている焼却灰放射能量測定結果(主灰・飛灰)の測定結果への質問への回答で、誤りを認め、ホームページの表記が訂正されたけれども、令和3年から令和5年の訂正が抜けているのは、いかなる理由か
組合ホームページの「環境委員会だより」の「印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書」で、令和３年度、令和４年度、令和５年度の3年度分が掲出されているが、データは訂正されているのでしょうか？訂正済みであれば閲覧者に訂正版であることがわかるように表示されていますか？

１３、表ー2）　②排出ガス測定(ダイオキシン類)の【２．焼却灰に含まれるダイオキシン類の測定値】の3号炉の測定値「０」は正しいのか？という質問に対する回答は、新たな表記にするという提案であり、そうすべきであると思うので、速やかに対応をお願いしたい。

１４．表ー1)令和6年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況と令和7年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況に関して
(1)1号炉で4月と5月に焼却しているが、令和7年度操炉計画との整合性が不明である。

１５．令和7年度印西地区ごみ処理実施計画に関して
(1)作成日、ホームページでの掲出日は？

１６．印西クリーンセンター維持管理に関する計画に関して
(1)6.と7.の結果確認の実施状況は？

１７．落じん灰に関して
(1)平成30年から落じん灰を売却する契約を締結していることに関する詳細な情報を提供されたい。

１８．ごみ集積所における「燃やすごみ」の組成分析調査に関して
組合は、ごみ集積所における「燃やすごみ」の組成分析調査(全集積所の中から、住宅形態の違いによる排出特性を確認するため、住宅の団地地域、アパートなど、農業集落地域の３種類から２か所ずつ合計６か所の集積所を選定し、１集積所当たり３袋の「燃やすごみ」をサンプルとして抽出し、分析する)を実施していたが、近年は実施しているのか、否か。
継続されていたら、公開すべきと思われる。ごみ質分析との比較も重要であると思われる。

１９．添付データに関して
(1)印西市一般廃棄物処理概要を配布するべきである。

２０．組合ホームページの一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録と環境委員会だよりに関して
(1)組合ホームページの「一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録」と「環境委員会だより」は更新されたこと(NEW)は表示しないのでしょうか？するべきでしょう。

○自治会側からの質問事項に対する回答書 （令和7年度第1回環境委員会）

質問事項	回答
1　前回（第4回環境委員会）の質問に対する組合の回答について （1）　　国は、海に漂うマイクロプラスチックを削減するため昨年度「マイクロプラスチック資源循環法」を立ち上げました。その目的は、従来資源化していた「容器包装プラスチック」に加え従来燃えるゴミ袋に入れていた資源化可能プラスチックを令和10年度までに70％削減するとして、今年の10月から分別し「容器包装プラスチック」の袋に入れて回収することになりました。そのため印西市と白井市は、今年の4月から住民に対する説明会を開催すると発表しました。 今年の5月16日、小生も出席した印西市の「第1回クリーンアドバイザー会議」で市の職員の発言で、「今年の4月から説明すれば、市民が勘違いし、早めに再資源化プラスチックを出すかもしれないので、10月に近い時に説明したい」と修正しました。 ①　いつから説明会を始めますか。 ②　説明会はどんな形でやりますか。 ③　説明会は誰を対象にしますか。一般市民ですか。町内会、自治会の役員ですか。クリーンメイトですか。 （2）前回の環境委員会の組合の回答では、「回収した廃プラスチックは、法律に基づき、再商品化することになりますが、組合としては、廃プラスチックを原材料とするか燃料とするか、まだ分か	1 印西市の会議についての回答になりますので、印西市からの回答を掲載します。 印西市の回答 （1） ①　製品プラスチックの資源回収に関する説明会の開催予定はありません。 ②　印西市では、ご要望のありました自治会等の団体を対象に、ごみ減量化等説明会を行っておりますので、その中で対応していく予定です。 ③　市民への情報発信としましては、9月に印西地区環境整備事業組合よりチラシの全戸配布を行い、10月以降には市ホームページなどでもより詳細に情報発信していく予定です。 （2） ①　令和7年10月から製品プラスチックの回収を始めますが、当組合から排出された製品プラスチックを含む容器包装プラスチックの再商品化の時期については、落

っていません」と回答されました。 ① 令和7年10月から廃プラスチックの回収を始めますが、再商品化はいつから始めますか。 ② 何に再商品化しますか。	札事業者のプラスチック製品の生産の際の材料の使用状況によるところになります。 ② 再商品化されるものについても、落札事業者によって、直接プラスチック製品にリサイクルされるか、リサイクル品の原料として使いやすいように加工(ペレット)されるか、機械等を動かすための燃料等に利用されることもあり、落札事業者次第ということになります。 令和7年後期の落札事業者につきましては、プラスチック製のパレットや再生プラスチック製品の原料を製造する事業者が落札しています。
2 昨年の12月27日(金)に印西クリーンセンターで火災が発生し、1週間後に鎮火しました。 発生の原因は、リチウムイオン電池の可能性が高いとのこと。 ① 発生の原因がリチウムイオン電池であることを確定しましたか。 ② リチウムイオン電池が火災の原因にならない対策は立てましたか。 ③ 今回の火災が、市民の資源物の出し方に問題があったとすれば、その対策は。 ④ 今回の火災で組合の損害はどれくらいになりましたか。	2 ① 消防署に確認しましたが、火災の発生原因については、確定されていない状況です。 ② 不燃ごみの破袋作業で、リチウムイオン電池が混入していないかを重点的に行い、不燃ごみと粗大ごみの処理を外部委託により実施していることと、火災の直接的な原因となる破砕機が稼働していないため、火災のリスクは格段に下がっているものと考えています。 ③ 今回の火災は、リチウムイオン電池が混入した不燃ごみや粗大ごみを破砕機にかけたことが火災につながったものと想定されます。リチウムイオン電池は、使用されているものによって大きさが変わるため、破袋作業で確認は行っていますが、それをすり抜けてしまったものと思

	われます。リチウムイオン電池の処分についての啓発は行ってはいますが、今後も更なる啓発が必要と考えています。 ④ 今回の火災の影響で次の費用が必要となります。 ・機器修繕費 832,569,100 円 処理する費用については、以下の通りになります。 ・令和6年度 火災直後の　可燃ごみの処理費 6，924，441円 粗大ごみ仮置場設置工事 6，435，000円 不燃ごみ・粗大ごみ処理費 12，533，064円 ・令和7年度 不燃ごみ、粗大ごみ処理費5月分まで 13，498，481円

3　指定廃棄物の件 (1)2024 年 2 月 5 日に要望書を提出して以降の進捗状況は。	3 (1)特に進捗はございません。

4 (1)「報告事項　操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の「表一 7)　排ガス中の重金属測定(調査測定)」で、測定結果の表の下に、「※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和５年度より実施しないこととなりました。 経緯、カルシウム、銅、亜鉛の３項目については、JIS K　0083(排ガス中の金属分析方法)に規定されていませんでした。2016年3月4日の環境委員会において測定方法についての指摘がありましたがそのまま測定等を継続してきたため、令和4年度第4回の環境委員会で測定等についての協議の結果、削除することになりました。」との注があります。 　これは不正確であるので、協定書の記載内容や経緯を確認し、正確な表記に訂正すべきである。 過年度の報告書も同様に記載がされているため、正しい表記に変更されたい。 　参考として、2009年10月25日に開催された印西クリーンセンター住民説明会の資料(抜粋)と平成22年度実績　排ガス中の重金属測定、ごみ質分析、気象測定結果(表-8,9,10)(抜粋)を添付します。 　への回答で、組合側の資料の提供を約束し、ようやく実行されたのは真摯な態度とは考えられない。 　7. 協定書の整理の項目を含めて、明確にわかりやすく整理することは最低限の条件である。矛盾を理解し、速やかに改定すべきであると思われる。	4 (1)協定に規定されている「排ガス中の重金属」につきましては、平成１９年度に改正が行われ、測定の頻度と測定方法が規定されています。 　カルシウム、銅、亜鉛の3項目につきましては、協定で規定されている測定方法で測定できる金属の種類には該当が無かったものの、測定方法であるJIS K　００８３で測定できるものとして環境委員会に報告していたものです。 　記載につきましては、令和4年度第4回の環境委員会での測定等についての協議の結果、削除することになり、測定結果の表の欄外に、経緯を記載することになったことから次のとおりの記載とさせていただきたいと思います。 ※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。 経緯　カルシウム、銅、亜鉛の３項目については、JIS K　0083（排ガス中の金属分析方法)に規定されていませんでした。平成28年3月4日の環境委員会において測定方法等についての指摘がありましたがそのまま測定結果等の報告を継続してきたため、令和4年度第4回の環境委員会での協議の結果、削除することになりました。

５ 住宅宿泊事業者(民泊)の件 「a)構成市町は住宅宿泊事業者(民泊)の存在を把握しているか。 b)住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか」に回答があったが、その後の進捗状況はいかがか(印西市が2024年4月22日に「民泊サービスお考えの皆様へ」を掲出したことは確認している。) 住宅民泊事業者の表示掲出はされているのか。	５ a)千葉県のホームページ等により把握しております。 b) 住宅宿泊事業者に対して、事業系ごみとして事業者の責任により処理するよう通知をしております。 表示につきましては、千葉県の所管となりますので、そちらにお問合せください。 千葉県のホームページ「市町村対応（民泊）」としてページを掲載しております。 印西市は民泊について市のホームページに、「民泊サービスをお考えの皆様へ」として、白井市は市ホームページに「住宅宿泊事業（民泊）について」の、ページを掲載しております。

6　会議録の作成のさらなる効率化を求めてほしい。 　従来と比較すると、改善されているが、さらなる改善策を採用することを要請するものである。 改善策としてワード Word の利用を採用しているが、さらなる効率化を希望するものである。	6 　令和5年度までの委託による会議録の作成は、ホームページの掲載まで8週間程度かかっていましたが、令和6年度からは、ワードの文字起こし機能を利用し、5週間程度に短縮しました。 　また、諸事情により、遅れての送付もあると思われます。前々会の令和6年度第3回の会議録につきましては、印西クリーンセンターの火災の影響で、遅れての送付になっていました。しかしながら、現在、これが一番早いものと考えております。 　しかしながら、更なる効率化を目指し、安価で優秀なソフトの情報があったときは、教えていただければと思います。
7　個人情報の漏洩の件 　組合のホームページの「個人情報の漏洩について」(http://www.inkan-jk.or.jp/creen/R6-0912.iinkai- kozinzyouhou-rouei-.html)は掲出がされなくなった。対応を行ったものは差替えられているが注意書きがなく、不安である。わかりやすく表示していただきたい。 　注意書きの対応は年度末までに完了したのでしょうか。	7 　組合のホームページの「個人情報の漏洩について」は、組合ホームページのトップページには掲出されていないことを確認しました。 　また、注意書きの対応は年度末までに完了しており、組合ホームページの委員会だよりの3）環境委員会報告と4）環境委員会開催予定の間に、「※個人情報の漏洩についてのお詫び」を掲載しております。

8 　次期中間処理施設整備事業の「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析」を示されたい。 　次期中間処理施設整備事業において、厚生省水道環境部環境政策課から平成12年3月に発出された「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析」が公開されていないと思われるので、示されたい。 　2025年6月14日現在、費用対効果は公開されていない。	8 　次期中間処理施設整備事業の費用対効果分析については、次期中間処理施設整備事業の採択時の平成２９年度に行っております。 　現在、当時の費用対効果分析について、ホームページへの公表に向け、確認作業を進めています。 　確認が済みましたら、ホームページへ公開したいと考えています。

9　協定書の整理について 「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」は記載内容を整理して記載すべきと思われる。協定書の全貌がわかるようにすべきである。 今回の会議の資料として協定書が添付されているが、協定の全貌がわかるものではない。 組合の管理者が藤代健吾　印西市長(令和６年８月６日現在)に変わられ、組合の業務等のレクチャーはされたのでしょうか。レクチャーで、環境委員会と協定書に関する部分の資料をいただきたい。に対する回答は真摯さが感じられない。きちんと整理して、説明すべきと思う。	9 現在の内容につきましては、委員の皆様にお配りした協定書が最新のものとなっておりますが、組合ホームページにこれまでの改訂内容について、掲載させて頂きたいと考えています。 また、管理者への環境委員会と協定書に関するレクチャーにつきましては、6月11日に皆様に配布させていただいた資料の印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書、印西クリーンセンター環境委員会細則を使用し、管理者へのレクチャーを行っています。
10　2024年12月27日の火災に関して (1)組合のホームページの「緊急時対応マニュアル(平成27年9月)」に基づく詳細な状況説明をお願いしたい。 (2)火災による影響と対応状況はいかがか。 (3)消防署の見解はでたのでしょうか。	10 (1)令和７年３月１日の令和６年度第４回印西クリーンセンター環境委員会において報告させていただいたとおり、火災発生当日の状況につきましては、火災発生後、消防署に通報を行った後、消防署による消火活動が行われ、約9時間後の16時45分に、鎮火となりました。 当日の対応については、適切に対応したものと認識しております。 (2)火災直後は、可燃ごみについて、船橋市、柏市、成田市の協力により処理を行いました。12月30日からは可燃ごみの処理施設について被害がほとんど無かったことから、処理を再開しております。不燃ごみ・粗大ごみの処理施設に

	ついては、甚大な被害のため、県内ごみ処理施設に県を通じて協力要請を行ったところですが、条件に合う県内自治体等が無かったことから民間処理施設を探し、㈱カツタ（ひたちなか市）に処理を委託しており、現在も継続して処理を行っています。 (3)消防署からの火災の原因に関する見解は、まだ出ておりません。
11 「報告事項　操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の　表-2)　①排出ガス測定の区分水銀(Hg)の定量下限値がガス状　0.11　粒子状 0.0011 合計 0.11 と表示されているのは、いかなる理由か。数字の根拠を示されたい。」という質問に対する回答は、根拠になりうるものではなく、正しい根拠を示されたい。を行ってほしい。	11 ガス状0．11粒子状0．0011合計0．11と表示されている根拠につきましては、環境省告示第94号「排ガス中の水銀測定法」の第5水銀等の濃度の算出に記載されている、エ．濃度の表示における数値の取扱いによるもので参考値として記載されている数値となります。この定量下限値は、検出された数値によっては変動する場合があり、これまでの定量下限値を平均すると表示の数字となり、環境委員会報告の最低下限値として記載しています。
12　都市計画の認可に関して (1)2025年4月4日に印西都市計画ごみ焼却場事業は認可された。との情報は正しいか。	12　都市計画の認可に関して (1)印西都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）事業印西クリーンセンター次期中間処理施設として、令和7年4月4日付け千葉県都計指令第3号により認可を取得しております。
13 事業系一般廃棄物処理手数料の改定で、令和 6 年 10 月 1 日	13 事業系一般廃棄物処理手数料を令和6年10月1日から改定

より、270 円/10kg(消費税込み・10kg 未満の場合 270 円)消費税込み)から 310 円/10kg+消費税に変更された。 減量効果は見られたか。	しており、令和6年10月から令和 7 年 3 月までの前年同月比を比較すると、令和6年度実績 6,354tに対し、令和5年度実績 6,701tと、料金改正の影響であるかは不明ですが、約 347tの減量となっています。
14 放射性物質 組合のホームページの「印西クリーンセンターにおける放射線量・放射能量の測定結果」(http://www.inkan-jk.or.jp/creen/23-01-houshanou-2-.html)に掲載されている焼却灰放射能量測定結果(主灰・飛灰)の測定結果への回答で、誤りを認め、ホームページの表記が訂正されたけれども、令和3年から令和5年の訂正が抜けているのは、いかなる理由か。 組合ホームページの「環境委員会だより」の「印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書」で、令和3年度、令和4年度、令和5年度の3年度分が掲出されているが、データは訂正されているのでしょうか。訂正済みであれば閲覧者に訂正版であることがわかるように表示されていますか。	14 組合ホームページの「環境委員会だより」の「印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書」で、令和3年度、令和4年度、令和5年度分のデータにつきましては、まだ訂正しておりません。訂正内容等を確認しながら対応したいと考えております。
15 表－2) ②排出ガス測定(ダイオキシン類)の【2.焼却灰に含まれるダイオキシン類の測定値】の3号炉の測定値「0」は正しいのか。という質問に対する回答は、新たな表記にするという提案であり、そうすべきであると思うので、速やかに対応をお願いしたい。	15 前年度は、「0」と表記されている時期もありましたが、前年度中に検出下限より低い数値が測定された場合は「検出下限未満」と記載内容を変更しました。 今回の事前配布資料につきましても、「検出下限未満」と表記されています。

16 　表-1)令和６年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況と令和7年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況について。 (1)１号炉で4月と5月に焼却しているが、令和7年度操炉計画との整合性が不明である。	16 (1)年度当初には、3つある炉を各炉に応じた使い方をすること、また、点検時期等にあわせて計画するものはあります。実際に操炉するには、ごみ量や炉の状態に応じた運用を行っております。
17　令和7年度印西地区ごみ処理実施計画に関して (1)作成日、ホームページでの掲出日は。	17 (1)作成につきましては、令和7年4月１日ですが、組合ホームページには、令和7年4月14日に掲出しています。
18　印西クリーンセンター維持管理に関する計画に関して (1)6．と7．の結果確認の実績状況は。	18 (1)炉の温度上昇、下降については、レンガ及び耐火物をいためないよう、また、排ガスに悪影響がでないように、上昇曲線、下降曲線に沿って温度管理を行っています。 　例えば、昇温では点火からごみ投入までは、24時間かかります。降温では、平温にもどるまでは、２日程度かかります。
19　落じん灰に関して (1)平成30年から落じん灰を売却する契約を締結していることに関する詳細な情報を提供されたい。	19 (1)３号炉火格子から排出される落じん灰には貴金属が含まれる。これをダストと効率的に分ける技術を要する業者に売却している。その効果は①資源化の向上、②歳入の増加、③処分場の延命化であります。 直近の買取単価は22，000円/t、年間排出量は60t前後であります。

20　ごみ集積所における「燃やすごみ」の組成分析調査に関して 組合は、ごみ集積所における「燃やすごみ」の組成分析調査（全集積所の中から、住宅形態の違いによる排出特性を確認するため、住宅の団地地域、アパートなど、農業集落地域の3種類から2か所ずつ合計6か所の集積所を選定し、1集積所当たり3袋の「燃やすごみ」をサンプルとして抽出し、分析する）を実施していたが、近年は実施しているのか、否か。 継続されていたら、公開するべきと思われる。ごみ質分析との比較も重要であると思われる。	20 組成分析調査に関しては、近年においても毎年実施しています。 また、調査結果の公開については、直近1年間の調査結果を組合ホームページに公開することを検討しています。 なお現在は、昨年度の調査結果（印西市内のみ）が印西市ホームページにおいて公開されています。
21　添付データに関して (1)印西市一般廃棄物処理概要を配布するべきである。	21 (1)印西市のデータに関しまして非常に見やすくできていますが、組合で作成したものではございませんので、資料として配布しておりません。本日お配りしているものの一覧には記載しておりませんが、参考としてお配りしていますので、ご確認いただきたいと思います。

22　組合ホームページの一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録と環境委員会だよりに関して (1) 組合ホームページの「一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録」と「環境委員会だより」は更新されたこと(NEW)は表示しないのでしょうか。するべきでしょう。	22 (1) 組合ホームページのトップページにありますお知らせに入れるようにします。「一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録」と「環境委員会だより」には NEW は入りませんが、お知らせには NEW が入るようになります。